

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

1 警報の内容の伝達

(1) 警報の内容の伝達

市長は、知事から警報の内容の通知を受けたときは、市国民保護計画であらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び自治会等関係団体に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

ア 市長は、市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、市立病院、保育所など）に対し、警報の内容を通知する。

イ 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ (<http://www.city.numazu.shizuoka.jp>) に警報の内容を掲載する。

2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の伝達については、市長は、原則として以下の方法により行うものとする。

ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

同報系防災行政無線により国が定めたサイレン音を最大音量で吹鳴して住民に注意喚起するとともに、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知するものとする。

イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

原則として、サイレン音は使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載等の手段により、周知を図るものとする。

(2) 市は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努める。

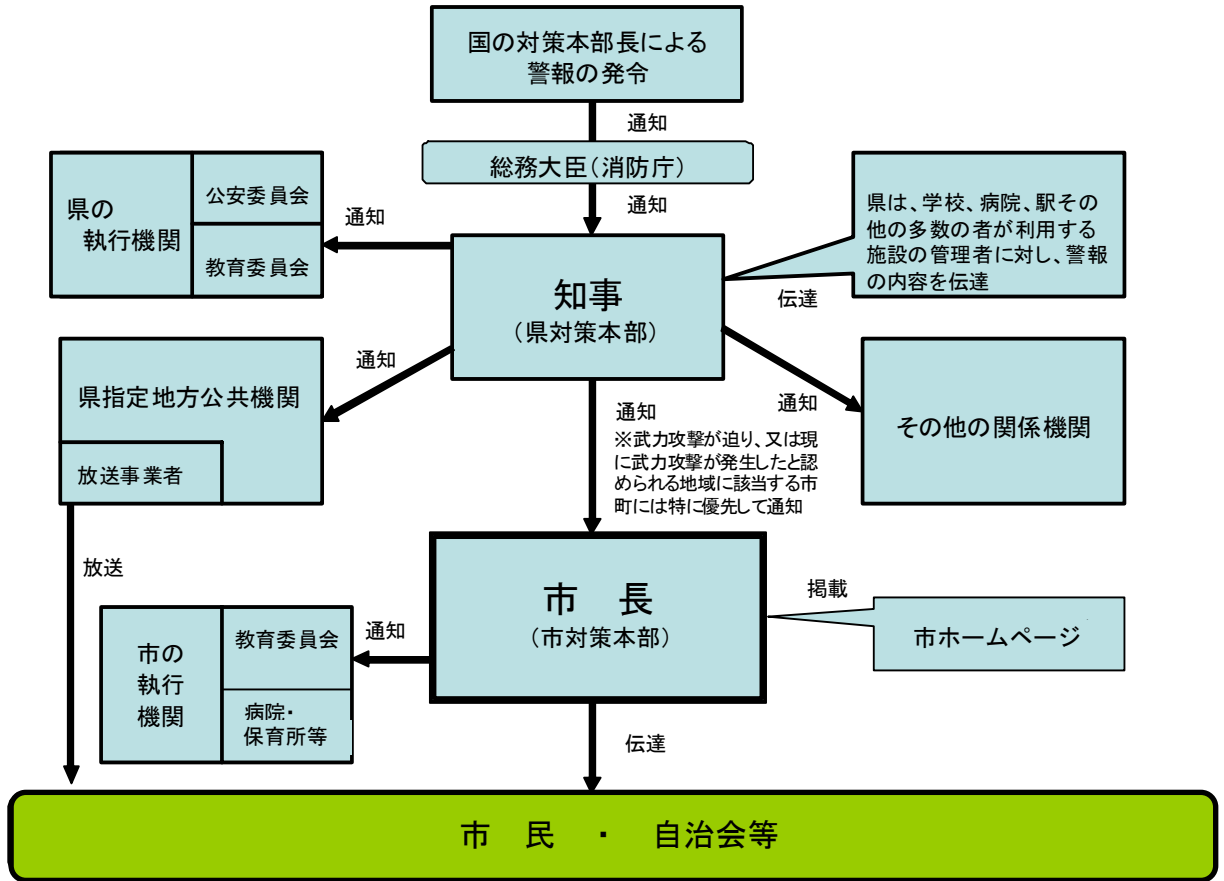
この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、自主防災組織、自治会等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害のある人、外国人等に対する伝達に配慮する。

(4) 警報の解除の伝達については、原則として、サイレン音は使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載等の手段により、周知するものとする。

3 関係機関への警報の流れ



4 緊急通報の伝達及び通知

- (1) 国の警報の発令がなされる前に、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、知事は速やかに緊急通報を発令することとされていることから、武力攻撃災害の兆候を発見した住民等から通報を受けた市長（通報を受けた消防吏員等は速やかにその旨を市長に通報する。）は、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかに知事に通報する。
- (2) 知事が発令した緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。
- (3) 関係機関への緊急通報の流れ

